

# 福祉だより

13



## 児童扶養手当

手当を受けることができる方は、次の各号にあてはまる18才未満の児童（障害児は20才未満）を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。

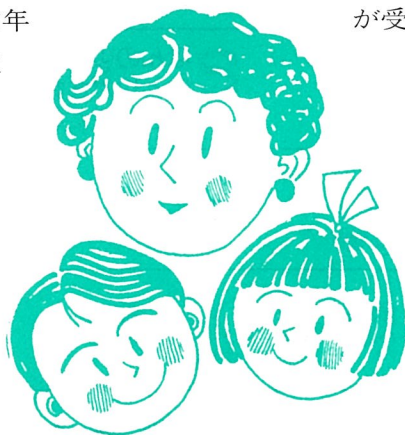
- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童で、公的年金の加算対象となっていない児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童で父から認知されていない児童
- ⑧ 父母ともに不明の児童

ただし、上の条件にあてはまっても、下記のような場合は手当の支給が受けられない場合があります。

- ① 対象児童が、母の配偶者(内縁関係等を含む)に養育されている時
- ② 対象児童や、手当を受けようとする母または養育者が国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金等公的年金を受けることができる時  
また、一定額以上の所得がある場合、手当の支給が制限または停止されることがあります。

### 支給額

- 児童1人の時は、月額37,000円です。
- 児童2人の時は、月額42,000円で、児童3人以上の時は1人につき月額2,000円加算します。



## 特別児童扶養手当

手当を受けることができる方は、20才未満で身体や精神に一定の障害をもつ児童の父か母、または父母にかわって児童を養育している方（養育者）です。

ただし、下記のような場合は手当の支給が受けられません。

- ① 対象児童や、手当を受けようとする父、母または養育者が、日本国内に住所がない時
- ② 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができる時
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等（保育所・通園施設・肢体不自由児施設の母子入所を除く）に入所している時

また、一定額以上の所得がある場合には支給は停止されます。

問合せ 住民福祉課福祉係  
☎041211 内線154

## “ゆうあい号”、運転手つきで派遣

運転する人がいない世帯でも利用できます。



申込・町社会福祉協議会 ☎041358

5月31日金は、国民年金保険料5月分の納期です。